

決済端末の販売および利用に関する特約

2025年4月1日

SB C&S 株式会社

この「決済端末の販売および利用に関する特約」（以下「本特約」といいます。）は、PayCAS の加盟店である貴社が、当社より決済機器端末等を購入し、これを利用する際に適用される諸条件を定めるものです。貴社は、「PayCAS サービス約款」ともに本特約に同意し、これを遵守しなければなりません。なお、本特約は「PayCAS サービス約款」の一部を構成するものであり、本特約に定めのない事項は「PayCAS サービス約款」の定めるところによります。本特約において特に定める場合を除き、本特約における用語は「PayCAS サービス約款」に定める意味で用います。

1. 決済端末等の販売条件

当社から貴社に対する決済端末等の販売は、以下の条件に従うものとします。

- (1) 貴社は、本件サービスを利用するために決済端末等（当社が販売する決済機器端末およびその付属品、周辺機器等の総称をいいます。）の購入を希望する場合、当社所定の方法（書面又は電磁的方法その他の当社が提供する方法をいいます。）により発注の意思表示（品名、数量、納入場所その他当社所定の事項を含むものをいいます。）をするものとし、当社がこれを承諾する意思表示を行った時点で、決済端末等の販売にかかる契約が成立します。
- (2) 当社は、貴社が本件サービスを利用するために必要となる設定を施した上で、前項の契約に基づき決済端末等を納入します。
- (3) 貴社は、決済端末等の納入後速やかに検査を行い、初期不良又は設定不備等の不具合品がある場合、納入から5日以内に当社へ通知するものとします。納入から5日以内に通知がなされない場合、検査に合格したものとみなします。
- (4) 当社は、上記の通知を受け取った場合、速やかに不具合品を引き取り、代替の決済端末等を納入します。この場合、貴社は、当社による引き取りまでの間、自己のためにするのと同じの注意をもって不具合品を保管するものとします。
- (5) 決済端末等の所有権は、検査合格をもって当社から貴社へ移転します。
- (6) 決済端末等の代金（初期設定費用等を含みます。）は、本件サービスの対価とは別途、当社からの請求に基づいてお支払いいただきます。
- (7) 決済端末等の納入から1年間以内に、貴社の責めに帰すべき事由によらない不具合を発見した場合、貴社は直ちに当社へ通知するものとします。当社は、この通知を受けた場合、自らの選択により不具合品を修補又は交換します。
- (8) 決済端末等に関する当社の責任は、本項に定めるものを全てとします。なお、決済端末等の保証に関して別段の条件（製品添付の取扱説明書、メーカーが定める保証条件および当社所定のサポート条件などをいいます。）がある場合、かかる条件が本特約に優先して適用されます。

2. 決済端末等の利用条件

貴社は、本件サービスの利用中、決済端末等の利用に際しては以下の事項を遵守するものとします。

- (1) 決済端末等に付属する取扱説明書および保証書等に従い、かつ善良なる管理者の注意義務をもって、決済端末等を保管し利用すること

- (2) 本件サービスの利用および別途当社が明示的に認めた目的以外の目的で、決済端末等を利用しないこと
- (3) 決済端末等を第三者に使用させ、又は譲渡・貸与・質入れ・複製等しないこと
- (4) 決済端末等に異常又は故障、もしくは盗難、紛失が発生した場合、速やかに当社の指定する連絡先に連絡し、その指示・依頼に従うこと
- (5) 自ら、又は当社が指定した以外の者をして、決済端末等の修理、改造、外観・表示の変更および分解、解析等をしていないこと
- (6) 当社の事前承諾を得ることなく、当社に申し出た設置場所から決済端末等を移設しないこと
- (7) その他、本件サービスの趣旨に鑑みて当社が不相当と認める態様で利用しないこと

3. PayCAS Mobile 用 SIM カードに関する特則

当社が販売する決済端末等のうち、PayCAS Mobile 端末を購入し利用する場合、同端末上でデータ通信を行うための SIM カード（サービス提供元：ソフトバンク株式会社）が貸与されます。

貴社は、SIM カードの貸与を受けるにあたり、以下の事項を理解し同意するものとします。

- (1) 貸与された SIM カードは、本件サービスの利用を目的とした PayCAS Mobile 端末での利用以外の方法で使用しないこと
- (2) いかなる目的においても、貸与された SIM カードを第三者に使用させ、又は譲渡、貸与、担保権の設定その他の処分をしないこと
- (3) 一定期間に大量の通信を利用した場合、通信速度が制限される場合があること
- (4) 当社又はサービス提供元の判断により、通信サービスが提供されず、又は SIM カードの貸与が終了する場合があること
- (5) SIM カードの貸与およびデータ通信サービスの利用の対価は、本件サービスの毎月の利用料金と合算して請求されること
- (6) PayCAS Mobile 端末を用いた本件サービスの利用を終了し、又はその他の理由により SIM カードの貸与が終了した場合、速やかに SIM カードを当社へ返却すること
- (7) 貸与された SIM カードを紛失・破損し、又は前号に従った返却がなされない場合、当社の請求に基づき、補償金として金 10,000 円（消費税等別）を当社に支払うこと

4. その他

- (1) 当社は、決済端末等および SIM カード（これを利用したデータ通信サービスを含みます。本項において以下同じ。）について、本特約に定めるものを除き、何らの保証、確約を提供するものではありません。
- (2) 決済端末等もしくは SIM カードの不具合等により、又は貴社による決済端末等もしくは SIM カードの利用の結果として、貴社又は貴社の顧客その他の第三者に損害が生じた場合であっても、これが当社の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、当社は責任を負いません。
- (3) 貴社が当社以外の者（PayCAS サービスに関する当社の提携事業者等）から決済端末等を購入し又は提供を受ける場合、決済端末等の購入・提供の条件は、本特約第 1 項（決済端末等の販売条件）に代えて、当該購入元・提供元の定める条件が適用されます。ただし、当該購入元が本特約第 1 項と異なる販売条件を特に示さなかった場合、第 1 項の「当社」を当該購入元に読み替えた上で、当該購入元と貴社との売買条件として適用されるものとします。
- (4) 前項の場合においても、第 1 項を除く本特約の各規定は、貴社と当社との関係で適用されることを確認します。

- (5) 万が一、貴社が本件サービスの利用を終了した後に決済端末等を当社に送付等した場合、当社がこれを現実に受領した時点で、貴社は当該決済端末等に関する所有権を放棄したものとみなします。この場合、貴社は、当社は当該決済端末等を貴社へ返却する義務を負わず、また当社が自由にこれを使用、収益又は処分することができることに同意するものとします。

以上